

●香川県告示第268号

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年5月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程（昭和35年香川県告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 480 327 512">附 則</p> <p data-bbox="165 555 241 587">3 略</p> <p data-bbox="165 632 1111 738"><u>4 平成25年度から平成27年度までの各年度の補助金について、別表の規定を適用する場合には、同表農地防災事業の項中「60%以内」とあるのは、「定額」とする。</u></p>	<p data-bbox="1234 480 1319 512">附 則</p> <p data-bbox="1160 555 1236 587">3 略</p>

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。